

所管部課		教育部教育総務課		部長		田口 茂夫		
件 名		東大和市学校給食センター給食費に関する規則の一部を改正する規則について		区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則							
	部課機関							
1. 要 旨 令和6年度において、学校行事等による食数の調整や、東京都の補助事業を活用した保護者の負担軽減に係る令和6年4月から7月分の過納金について、令和7年2月に精算を行うことを予定していたが、令和7年1月から学校給食費無償化を予定していることに伴い、令和6年12月までに精算を行う必要が生じたことから、保護者が11月及び12月の2か月分を12月にまとめて納入していただき、12月の納入で過納金等の精算を行うため、所要の改正を行ったものである。 (1) 主な改正点 附則に令和6年度における給食費の納入月の特例を加える。 (2) 施行期日 公布の日から施行する。								
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過) (1) 総務課において審査済み。 (2) 令和6年10月25日 令和6年第10回東大和市教育委員会定例会で承認済み。								
3. 留意事項 (問題点等)								
4. 主管部処理案 (検討結果等) 庁議終了後、速やかに改正に伴う事務を進める。								
5. 審議結果								

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。